

米軍兵による住居不法侵入・傷害・器物損壊事件に対する意見書

去る11月2日深夜、読谷村字古堅で嘉手納基地所属の空軍兵が村内の居酒屋で酒を飲んで暴れた後、3階建てアパートに不法侵入し、3階に眠っていた男子中学生(13歳)の顔を殴り傷害を負わせ、器物を損壊する蛮行が行なわれた。

米軍は、10月16日に発生した2米兵による女性暴行致傷事件を受けて、すべての軍人に対し、午後11時から翌朝午前5時までの深夜外出禁止令を発令したばかりである。そのことを受けて店主から空軍兵に帰宅を促したところ店内で暴れ、蛮行が行なわれたことは全くもって言語道断である。

又、本町議会では先の集団女性暴行致傷事件に対して10月25日に抗議決議を採択し、米軍当局に怒りの抗議を行った矢先の蛮行であり、断じて許すことはできない。

深夜、いきなり住居に不法侵入し、就寝中の生徒に対し暴力を振るい不安と恐怖のどん底に陥れた蛮行は、本県がいまだ米軍の占領意識丸出しの無法地帯といっても過言ではない。又、このような事件が再発したことは米軍が発令した深夜外出禁止命令や綱紀粛正がなんら抜本的な解決策になりえてないことが証明されたといえる。

さらに、今回の事件に対する藤村官房長官の「起訴前の身柄引き渡しを要請する必要はない。」との発言は全く県民の心情を理解せず米国追従の姿勢でしかなく、断じて許せない。

日米両政府の県民の声を無視したオスプレイの強行配備に続き、次々と起こる米兵による野蛮な暴行事件に対し、今や町民・県民の怒りは爆発している。

よって、本町議会は町民の生命、財産、人権を守る立場から、アメリカ兵による住居不法侵入・傷害・器物損壊事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く抗議する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
- 2 加害者の米兵を早急に日本側へ引き渡すこと。
- 3 米軍人及び軍属等への人権教育を徹底し、実効性ある抜本的な再発防止策を公表すること。
- 4 日米両政府は理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
- 5 基地の大幅な整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2012年12月14日

沖縄県西原町議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣
外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣